

第 59 回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 議事録

日時：2021 年 3 月 23 日（水）18:00～20:10

場所：Web 開催

出席者：

大山 力 委員長（横浜国立大学大学院 工学研究院 教授）
飯岡 大輔 委員（東北大学大学院 工学研究科 准教授）
大橋 弘 委員（東京大学大学院 経済学研究科 教授）
加藤 丈佳 委員（名古屋大学大学院 工学研究科 教授）
馬場 旬平 委員（東京大学大学院 新領域創成科学研究科 准教授）
松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）
小倉 太郎 委員（㈱エネット 取締役 需給本部長）
野村 京哉 委員（電源開発㈱ 常務執行役員）
増川 武昭 委員（(一社) 太陽光発電協会 企画部長）
田山 幸彦 委員（東京電力パワーグリッド㈱ 系統運用部長）
大久保 昌利 委員（関西電力送配電㈱ 執行役員 工務部担当、系統運用部担当）

オブザーバー：

森本 将史 氏（経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課 電力供給室長）
佐久間 康洋 氏（資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギーシステム課 課長補佐）

配布資料：

- （資料 1 - 1）議事次第
- （資料 1 - 2）調整力及び需給バランス評価等に関する委員会 定義集
- （資料 2）今冬の需給ひっ迫を踏まえた kWh(キロワットアワー)バランス評価について
需給ひっ迫に至らないようにするための取り組み
- （資料 3）2021 年度供給計画の取りまとめについて
- （資料 4）2021 年度夏季の猛暑 H1 需要発生時の電力需給見通しについての概要（案）
- （資料 5）2021～2030 年度を対象とした電源入札等の検討開始の要否について
- （資料 6）2022 年度向け調整力公募に向けた課題整理について

議題 1：今冬の需給ひっ迫を踏まえた kWh(キロワットアワー)バランス評価について

- ・事務局より資料 2 事務局より説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

- ・冬の kWh バランスについては10月より行う冬季の需給検証の中で評価し、以後月2回程度のモニタリング実施と結果公表を行うこととする
- ・具体的な需給検証およびモニタリング方法は事務局案通りとする

〔主な議論〕

(田山委員) 初めての試みなので我々も協力していく。8ページについて何かを行うためにはシミュレーションを進めていくことになるが、シミュレーションをするにあたっては需要の予測が大事であり、ロードカーブの形状もこのような評価に大きな影響を与えるものと考え。そして厳気象をどのように定量的に捉えていくかについても、統一的な考え方を整理することが大事である。3つ目の■にあるように、より実態に即した想定を行うことからすると厳気象の在り方(定義、水準)やそれに伴うロードカーブも季節によっては月の前半と後半では状況が違うこともあり、ロードカーブの切り方も月別あるいは旬別に用意するなどの工夫をして、より精度の高い結果が出るようなデータを作っていきたいと考えている。今後一般送配電事業者として、そのようなアイデアを出しながら検討させていただく。

→(大橋委員) 11ページについて3点コメントする。1点目は広域機関において集計する燃料調達に関する情報について、これはどの程度の精度のものが集計されるのか。何か法律に基づき集計されるものなのか、どういうものなのか教えていただきたい。2点目は今回取り込まれるスキームについて。海外で日本と似た状況の国は韓国になるのかもしれないが、どういう制度の立て付けで行っているのか教えていただきたい。3点目は4つ目の■について、公表することで弊害が少ないかどうかについて、何かヒアリングをした方が良いのではないかと。どの程度かの感覚が掴めないで事業者やアナリストがどういう感覚を持っているのかが分かると参考になると考える。

→(事務局) 1点目の集計の精度については、需給検証断面の10月の時点の状況から、2ヶ月、3ヶ月後の厳冬期の受け払い計画を予測すると考えている。それ以降2週間ごとに事業者から状況の変化を伺いたいと考えている。基づくものとしては、現在も行っている需給検証のための業務規程に基づく情報提供のお願いということで、事業者へ提出のお願いを現時点では考えている。2点目の韓国等海外の kWh の状況については、現時点で情報がないため今後調査を検討させていただく。3点目の公表することへの弊害については、アナリスト含めて可能な範囲でヒアリングを試みたいと考えている。

→(加藤委員) 7ページの論点の部分に関しては、この方針で行うことに異論はない。2点コメントする。1点目はどのような厳気象を想定するかというところで、個々の一般送配電事業者が想定したときにそれぞれが悪化するケースを想定してしまうと、非常に厳しい条件を想定することになると懸念されるが、そのあたりについてどう考えているか。2点目は小売りの計画と広域機関の想定ギャップがあり、今年の冬はそのギャップがどのように埋まっていったのか、どういうタイミングで何が変わっていったのかの実績も有効な情報だと考えており、その辺りは出せるものなのか。

→(事務局) 1点目の厳気象の設定は、より実績に近づくために厳しくなりすぎないように、リスクケースに関しても今後一般送配電事業者と相談しながら設定していく。2点目の小売りの計画と実需給のギャップについては、計画段階でギャップがあったことは事実であり、実績を踏まえて勉強し

ていく。厳しい想定になりすぎないような配慮をし、冬季の実績を踏まえて役立てていく。

→ (加藤委員) 今年の冬はどのように計画値が上がっていったのか。何がキックになって上がったのかが見られるとよい。

(増川委員) 7 ページから 8 ページに再エネの低出力のケースを設定して Case2 と Case3 でシミュレーションすると記載があるが、実際どのように設定するのか、難しいと思うが具体的な設定方法について説明いただきたい。

→ (事務局) 具体的な設定については今後協議を重ねて示すことになるが、実績に基づき何等かのリスクに見合うような形を示していきたい。今後の大事な課題という認識である。

(松村委員) 今回提案いただいたモニタリングは色々考えられており、これから最終的に詰めていくことになるが、現時点で示せるものをかなりよく整理いただいたと思う。資源エネルギー庁からの kWh の不足の事態に対応して広域機関もモニタリングをしてほしいという要請に対しては、かなりの程度応えたものと考えており、この方向で詰めていただきたい。一方で不満なことがある。この方向で行うのはとても良く、大きな前進であり重要な部分はカバーできているが、これでは足りないとする。第一に先ほど情報の収集という意見があったが、今冬では LNG の調達不調が要因として 1 番大きかったためそれが主役になる。例えば LNG を発電用に大規模に輸入している事業者に関しては計画を立てているはず。このように輸入し、結果としてタンクがこの日はこれくらいになり、そのあとこれだけ使い、次の船が来るとこうなるという年間計画を立てており、それを状況が変化するに応じて柔軟に改訂していく作業をしているはずだが、その情報を広域機関に出すこと自体は、事業者にとっても不利益ではなく当然出してもらえるものとする。個社ごとのタンクの状況や調達計画などを公表することになれば困る事業者も出てくるかもしれないが、広域機関で集計して日本全体でタンクの総量がこうなっており、現在の調達計画だとこれ位調達されるはずと公表することに対して反対する人はいないと考える。それでも出してくれない事業者がいたとしたら、その点を明らかにしていただきたい。そんな当然の情報の公表にも反対する事業者がいるなら、資源エネルギー庁でもルールを整備するなどの何らかの対応をせざるを得なくなるだろうが、そこまで理不尽な事業者はいないと予想しており、これについては心配していない。そのうえで全体の計画が出て今回提案していただいたような精緻なシミュレーションを仮にしなかったとしても、大雑把にこの燃料の調達量に対応する kWh と一般送配電事業者が想定している平年ベースの予想される需要と比べて、足りているのかがその時点で分かると思う。そういうのが出てきたときに足りないときは、全体に対して何らかの警告を出した方がよいのではないかと。今回の提案だと 10 月に行いその後ローリングしていくこととなり、冬に備えて冬に対応するのは重要なことであり主要な部分はカバーできると思うが、3 月や 4 月の段階で冬は本当に足りるのか懸念が生じたとすれば、輸入を命令することはできないが、それなりの警告をしてもよいのではないかと。或いは元々の計画に対してアクシデンタルなことが起こって想定よりも調達量が減り、その結果タンクの容量を相当余らせている状況が起きたとしたら、船が着くのが 1 日、2 日遅れたということではなくそれが一定期間以上続くとなると、それは具体的に個別事業者にウォーニングを出すというような緻密なことではなく、もっと大雑

仮なことでも仮に心配なことがあれば何らかの情報を出すことも同時に考えて良いのではないか。プラスアルファでそういう事を考えられないか。年中精緻なシミュレーションをすることはコストに見合うようなベネフィットはないと思うので、精緻な分析は10月或いはそれ以降が良いが、そういう類の情報はもっと早い段階で出すべき。早ければ早いほどより柔軟な対応ができるので、そういうことも考えるべき。次に10ページの送配電需要の想定と小売り販売計画のギャップを注視する意図が分からない。仮に小売販売計画で一般送配電事業者の需要を下回るような販売計画になっており、平均的には送配電部門の需要予想がより正確に当たっていると、販売計画があまりにも低すぎるとすると、市場で今冬のような需給ひっ迫が起こる可能性が出てきて価格が高くなる可能性がある。本当に大丈夫か、と新電力の経営を心配して早めに警告を出すこと自体は意味のあることだが、広域機関が考えなければいけない安定供給に関して言えば、送配電部門が想定する需要で kWh が足りないとなれば、それは小売り部門の販売計画がどうであろうと足りない可能性はでてくるため、そこでウォーニングを出すとすれば発電事業者、輸入事業者に向けてのはずである。小売販売事業者にウォーニングを出したからと言って小売事業者が LNG を輸入するわけにはいかない、ウォーニング出すのは輸入事業者に向けてである。輸入事業者も需給ひっ迫しそうな時にタンクの容量に余裕がなければ輸入の増加はできないが、今冬のようにタンクの上限を余らせている事業者が複数あれば、そのような事業者は少し多め備えて対応することも可能である。今冬のような状況が起こるかもしれないから価格高騰に備えさせるのが広域機関の役割なのか、そういう事態が起きないように少し多めに輸入するようウォーニングを出すのが役割なのかと考えれば、当然後者のはずである。小売販売計画とのギャップなどではなく、計画された輸入量が一般送配電事業者の需要想定から見て少なすぎるのであれば、それにウォーニングを出すことがより重要なのではないかと考える。ウォーニングを出したからと言って輸入を強制するわけにはいかないのは分かるが、一方でそのようなウォーニングがあったのにも関わらずタンクの容量を余らせて輸入を絞ったということがあったとすれば、その後価格の高騰があれば事業支配力を行使して価格の高騰を誘導したと疑われかねない。今冬の経験を踏まえると輸入を絞れば価格を高騰させられることは分かったので、そのようなことはあり得る。それにも関わらずタンクの容量をまだ余らせておくのかという意味で、きちんとウォーニングを出すことが必要である。ウォーニングを出すのは輸入事業者に向けてだということを決して忘れないように。小売事業者にウォーニングを出したからと言って LNG を輸入できるわけではないということを十分に考えて制度設計していただきたい。

- (事務局) 1点目の10月までの冬季のウォーニングについて、国とも連携してウォーニングの出し方やウォーニングを踏まえた対応について検討していく。2点目のウォーニングの対象は輸入事業者であるという指摘について、その認識を持ち、11ページにも記載しているように燃料が足りているのか足りていないのか、輸入事業者・発電事業者に訴えかけられるように情報発信に努めていく。
- (小倉委員) 11ページのモニタリングの評価及び情報発信に関して、2点コメントする。1点目はアラートの具体的な中身について。需給がひっ迫し小売事業者が供給力の確保に尽力すべき期間を知るためには、ひっ迫の発生見通しだけでなく、その解消見通しについても分かり易く示していただけるように今後の検討をお願いする。2点目は情報発信の在り方と小売りの平時策の関係

について。小売事業者は需給ひっ迫の平時策として先物や先渡し市場を活用するが、アラートの発信と商品購入のタイミング、或いは情報提供の対象となっている期間と出てきている購入商品の期間がそれぞれ整合的でないと、実際の購入に踏み切るのは難しいと考える。このような実務的な側面も含めて今後の検討をお願いする。

→（事務局）需給ひっ迫解消の見通しと実務的側面について、可能な範囲で実務に沿うように行っていく。

（大山委員長）基本的には事務局の提案通り、冬の kWh バランスについては 10 月中に行い需給検証の中で評価をして、以後月 2 回程度のモニタリング等の結果公表を行う。具体的な方法についても事務局の方針に特に反対はなかったが、本日いただいた意見についても検討をお願いする。

議題 2：2021 年度供給計画の取りまとめについて

議題 3：2021 年度夏季の猛暑 H1 需要発生時の電力需給見通しについての概要（案）

議題 4：2021～2030 年度を対象とした電源入札等の検討開始の要否について（案）

・事務局より資料 3、資料 4、資料 5 により説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

・電源入札について、まずは小売り及び発電事業者の供給力確保状況等を確認した上で、「短期断面での電源入札等の検討開始判断（STEP1）」について、4 月を目途に本委員会で改めて判断を行うこととする

〔主な議論〕

（事務局）事務局から補足させていただきたい。供給計画と需給検証について、2022 年 2 月の需給状況が厳しい状況である。これは昨年と比べると供給力が減少していることによるのであり、供給力の減少は電源の補修停止が前年より多く計上されていることによる。この点について、個々の発電事業者のポートフォリオを見ると、個社としての契約履行に必要な供給力は確保する前提で 2 月にも補修停止を計上しているものと考えている。したがって個社としての最適化は図られているものかと思うが、全体としてみるとこのような状況になっているということである。マクロの需要は突然減少するものではないと考えており、発電事業者の余力が増加したとしても、それは小売事業者の調達からスポット市場取引へと変わっていっただけのものと考えており、特に高需要期においては、個々の事業者にとっては余力であったとしても、補修停止を入れてしまうとこのようなマクロバランスになるということで、発電事業者には慎重に判断していただきたいと考える。こういったことから広域機関としては、従来ピーク期においては補修を避けていただきたいと要請したところであるが、それでも今回のような状況となってしまっているのは残念である。まずは発電事業者の方々へ補修計画の変更について、どのような対応を取ることができるのか精査する。また供給計画の取りまとめという点に関しては、経済産業大臣に対して意見を述べることとなるため、今回の結果に対する具体的な分析を行いたい。

(加藤委員) 補修の停止時期の調整を行うことについては期待したいが、見直しによってどれくらい供給力を確保できるものか、どのような見通しか。また毎回そのような調整をすると大変なため、抜本的に改善していく方法としてどのようなことが考えられるのか。

→ (事務局) 見直しについて、現在発電事業者と調整を行っており、作業調整の電源のボリュームがどの程度入っているかについては、例えば東京エリアの2月は約400万kWの電源の補修が入っており、中部から九州にかけての中西の6エリアに関してはトータルで約1000万kW程度の電源の補修が入っている状況である。当然ながらこの中には法的に定められた時期に基づき提供しているものもあるので、これらすべてに変更をもとめられるかはこれからの調整になると考える。しかしこういった中でも、これまでのところで我々需給バランスに寄与する2月と言うと東京から九州とあるが、そのエリアの需給バランスの改善に寄与すると考えられる発電事業者は既に150社くらい広域機関で調整をさせていただいている。そういった中である程度変更の余地があるという回答も得ており、その中で大きく電源の補修停止の変更をいただいたという意味では100万kWレベルの変更もいただいている事業者もあるので、このレベルの需給改善の期待が持てるというのが現在の状況である。今申し上げた部分が調整のポテンシャルになるということで引き続き調整を進めている。2点目のご指摘について、抜本的にどうするのかということについては、我々としてもこれから考えなくてはならないと思っており、まずは今回の供給計画を取りまとめるにあたり、全体のマクロバランスがこのような形で見えていることに対してどのような手を打つか、どのようなことを行っていくのかに全力を注いでおり今回のことを踏まえてどのように考えていくかについては今後考えていく。

(大久保委員) 1点確認だが、資料3の供給計画の取りまとめの中で、2021年度の供給信頼度評価において、17ページの年間のEUE評価では基準を満たしているものの、19ページの各月の予備率では月によって基準を満たしていない結果になっている。これは電源の補修時期を年間のEUE評価では理論的な補修としているが、各月の予備率では実際の補修計画が特定の月に集中したことにより結果が異なっているという理解でよいか。EUEの評価において補修工程はどうなっているのか伺いたい。

→ (事務局) EUEの評価においても予備率の評価においても、短期断面1年目、2年目については実際の補修計画を反映している。3年目以降については各社具体的補修計画がない中なので、理論補修値を採用している。これはどちらもEUEであろうが予備率であろうがその考え方は変わっていない。

→ (大久保委員) そうなると、この違いは補修工程の差ではないということか。

→ (事務局) 17ページ目はEUEだが、年間を通じた停電量の積み上げ値となる。それが月によって偏っているかを予備率で見ると、月によっては供給力が足りない部分が見えたことになる。

(増川委員) 1点お願いだが、以前はEUE評価に変わっても再エネの供給力、最大需要或いは再エネ予備率の低い断面、電源予備率を示していただいたが、それが可能ならば情報としていただきたい。2点目はこういう情報が公開されると、発電事業者であれば需給ひっ迫するような月があればス

ポット市場がスパイクすることを理解すれば、元々そこにメンテナンスを計画していたのをずらすということが自主的に行われることはあり得るのか教えていただきたい。

→（事務局）1点目の再エネ供給力の情報については、個別に対応させていただく。2点目の需給ひっ迫時のスポット価格はスパイクするだろうというところについて、発電事業者にとってはチャンスととらえ自主的に補修計画を調整していただくことも考えられるが、補修計画はメーカー含め色々な調整を経たうえで決定されるところもあるので、簡単には時期を変えられないという意見も聞いている。

（松村委員）今回の提案では電源の入札を精査したうえで、今行うのを見送るという提案だと考えるが、仮に電源入札をせざるを得ない状況になった場合、その電源入札の対象にDRは入るのか。以前は入らない立て付けになっていたが、そのあと変わったと認識しているが念のため確認したい。その後DRは対象になったのか。

→（事務局）現時点でのルールとしては対象になっていない。結論として回答できる段階ではないが、DRなども電源I¹などでも活用されている世の中の動きを考えると、今後の検討の余地はあるかと事務局側では考えている。

→（松村委員）以前から指摘されていたはずだが、1ミリも動いていなかったとすれば残念である。本当の緊急事態だとすればDR含めて考えることになると思う。電源入札の対象にならないということなので無意味かもしれないが、電源I¹の入札が終わり不落だったDRがあったはずだが、その情報を集める価値はあると考える。その時点では対応が可能だったが不落になったので対応できなくなったということもあり得るが、それがどのくらいの規模であるか情報として集めておく価値があると思う。次に資料3の33ページに記載のある電力量kWhに対する見直しを見れば、現時点で足りないことが明らかになっている。これでウォーニングを出すのは10月まで待つのはのんびりし過ぎではないか。危機的な状況と言って危機感を煽る必要があるのかは微妙だが、現実的にkWhが送配電部門の想定する需要が、猛暑や厳寒などがなかったとしても足りないことが明らかになっているのにも関わらず、これで計画を見直さないでタンクの容量を余らせて、実際に燃料制約が発生したら、責任を追及されることになる。価格の吊り上げの意図があったと言われても仕方がない状況だと、きちんと言うべきである。少なくともこの情報が明らかになったのにも関わらず、もしも見直さないことがあり、結果的におかしなことが起これば、責任を追及される可能性があることを言う必要がある。その後には前年の状況が記載されており、2019年を出したとしても同じように想定を下回っていることになるのではないかとと思うが、今まで問題なかったから今年度も問題ないと考えて良いのかを考えていただきたい。未確保分、すなわち発電余力のようなものを示しても、kWhが足りなく小売事業者がLNGの輸入をできるわけではないので、ウォーニングを出すのは当然輸入事業者に向けてである。これを見て安心であり、10月まで待つのがよいと安直には言えない。

→（事務局）冒頭に発言の訂正をさせていただく。先ほど松村委員からDRが入れるようになっているのかいないのかという質問があり、今はなっていないと回答したが、昨年の規定類の改正に伴いDRは入れる状態になっている。情報集めの指摘について、広域機関としても見ていきたいと考えている。33ページのアワーバランスについては、今回供給計画を取りまとめたデータとして

出たのがこのような結果であるという、1つのファクトである。一方で別のファクトという点では、34 ページに1つの例として記載しているが、前回の供給計画において供給計画取りまとめ時点でどのように見えていたのがオレンジの棒グラフと青い線の関係である。青線が想定需要に対して赤線が実績の需要すなわち発電のアワーがあり、8月は青線に比べて赤線が上がっている。これは需要が想定よりも高かったのだが、このときに赤い線のところまでオレンジの棒グラフが伸びたとすることもできている。このときにオレンジの棒グラフは供給計画の段階からどれだけ伸びたのかを見ると、1番下の表にある8月のグラフに5%となっており、オレンジの棒グラフが結果的に供給計画時点よりも5%伸びたことを表している数字である。だからと言って今回は大丈夫と言うつもりはないが、33 ページのような見え方というのは、特にオレンジの部分は各事業者の基本シナリオと捉えることもできている。当然ながらマクロ的にこのような状況が見えている中で我々も注視していくが、これまでも過去の供給計画時点と実績を見ると、大体5%と紹介したが、5%或いは7%程度までオレンジの棒グラフが伸びている実績を確認している。また、供給計画の取りまとめにあたり事前に事業者からのヒアリングなどを行っているが、事業者からもそういう時には燃料の追加調達など行っていくという意思も確認しているところから、まずこのような情報を我々が出すことにより発電事業者にとって1つの準備をするきっかけになるようなシグナルにしていくことを考えている。我々としてもこういう状況を注視しながらもしも危ないとなれば、今年念頭の冬にも行ったがアワーバランス及び燃料の状況なども常に確認しながら、より強くウォッチをしていくことや情報発信していくことになると考える。小売事業者へも発信する意味は、情報発信することにより小売事業者側で今持っているポートフォリオを例えばスポット調達から相対に変える、或いは相対の調達量を少しでも増やす行動に繋がれば、発電側にとっても安定して売先が見つかることに繋がるので、より燃料調達行動に繋がっていくのではないかとこのように記載している。小売りに対しても発信していきたいという思いからこのように記載している。小売りに対して発信するという意図はないと理解いただきたい。

- (松村委員) 概ね納得したが完全に納得したわけではない。まるで過去は大丈夫だったのでこれからも大丈夫と、断言はしないが基本的には大丈夫と言っているように聞こえる。この送配電の需要想定は猛暑や厳寒などを考えてではなく自然体の需要予想なのだから、これは上回ることも下回ることもある。上回った時には対応できないということはあるので、当然対応はしているだろうから、実際には対応できているので大丈夫と言っただけではないというのが今冬の経験だったのではないかと。追加調達の需要が本当に減ったら或いは送配電が予想する程度の需要がでたら追加調達は簡単にできるのだから大丈夫と言っているように聞こえ、今までもそうしてきたのだから大丈夫と言っているように聞こえるが、本当に大丈夫か考える必要がある。ただこの程度のことで広域機関が燃料をもっと調達せよと言うことを望ましいとも思わないし、できるとも思わないので、回答はもっともだと思いが、この情報が出ていて今冬のようなことが起こった場合、広域機関ではなく事業者が責任を迫られることがあり得ることを認識する必要がある。
- (事務局) 松村委員のご指摘通り、大丈夫と申し上げることはない。我々も注視していくものだと思う。

(大山委員長) 電源入札するかどうかについて、まずは供給力の確保状況を確認して 4 月に改めて判断を行うことについて反対意見はなかったので、更に精査をすることを含めて進めていただきたい。

議題 5 : 2022 年度向け調整力公募に向けた課題整理について

- ・事務局より資料 6 により説明を行った後、議論を行った。

〔確認事項〕

- ・2022 年度向けの調整力公募では、電源 I-a 調達を基本として、電源 I-b は供給信頼度評価結果において供給信頼度を満たさない場合に検討することとする

〔主な議論〕

(田山委員) 2022 年度に向けての整理により公募要件の見直しということになるが、2 ページ下にもアスタリスクで記載いただいているが、公募までのスケジュール面も考えて対応いただけることだと思っている。我々も実務的面も含めて今後の検討に協力させていただく。

(小倉委員) 25 ページの整理検討の方向性に関して 2 点コメントする。1 点目は事務局資料には kWh 不足に対して本来小売事業者が供給力を確保する義務のもと対応すべきと記載があるが、これには kWh バランス評価の情報発信だけではなく、卸取引市場への十分な供出も不可欠と考える。今後の調整力の確保量の検討にあたっては、スポット市場や時間前市場への供出を減少させることがないよう確認をお願いする。2 点目は追加供給力対策としての自家発の焼き増しについて。今冬の需給ひっ迫においては弊社が契約している発電所や需要家のお客様に対し、一般送配電事業者が直接発電の増量を要請されるケースがあった。緊急時だったのでその要請自体に問題はないと考えるが、我々に事前の連絡なく後になってから焼き増し分は一般送配電事業者に帰属する調整力と主張され、現在も協議中の事業者がいる。これでは小売に想定外の不足インバランスが発生して、その分供給力が確保できなかつたとなってしまうので、供給力の整理にあたってはこうした事象も踏まえて今後の在り方の検討をお願いする。

→ (事務局) 市場への影響と自家発焼き増しのオペレーション等の扱いについて、市場への供出については今回の検討と併せて留意し確認していく。自家発についてはひっ迫の対応として確認をしていく。

→ (松村委員) 25 ページの整理について、大枠で kWh 不足に対して何らかの備えが必要になったということ自体は正しいが、大きな選択としてそれを一般送配電事業者が今までの制度や量に追加して何か備えることは必要なのか、あるいは別の手立てを考えるのかという大きな選択がある。従って一般送配電事業者が事前に調達するという事は 1 つの合理的な選択肢ではあるが、唯一の選択肢ではないのでこれ自体が議論の対象になると認識している。次に、この議論で量が足り

なかったのだから今まで調達している電源Ⅰや電源Ⅰ´の調達量を増やさなくてはならないという議論にならないようにしていただきたい。kWhが不足しているのに電源Ⅰ´を余分に調達する、あるいは電源Ⅰを余分に調達するなど筋の悪い対応策である。これを需要側で対応する場合、電源Ⅰ´の発想というのは、例えば点灯時間帯の前後の数時間にわたり節電してもらうという対応になる。しかし kWh が足りないという状況の時には、ずっと消費量を抑えてほしいということになる。暖房需要を抑えてほしい局面で、電源Ⅰ´の発想は、典型的には点灯時間帯の前後の数時間にわたり暖房を切ってくださいというものであるのに対し、本当に必要なのは24時間1度暖房の設定温度を下げてくださいという類のもので、全く性質の違うものを要請することになる。kWh対策としては効果はかなり限定的な電源Ⅰ´を増やしたり、その参加へのハードルを上げるような条件の改定をしたり、電源Ⅰ´をその為に使ったりするのはセンスがなさすぎる。従ってこれは、今までのものの調達量を増やすという発想ではなく、もしも一般送配電事業者が対策をしなくてはならないとすれば、別の調達方法、別の商品を考える方が遥かに自然である。もしも検討するのであればそのような方向でしていただきたい。

→（事務局）ご指摘いただいたことを踏まえて検討し進めていく。

（大山委員長）2022年度向け調整力公募では電源Ⅰ-bは供給信頼度評価結果において、供給信頼度を満たさない場合に検討する方向性になった。それ以外の検討事項についても事務局案及び今いただいた意見等踏まえて次回以降議論いただくことでよろしいか。

→（一同）異議なし。

以上